

議案第五十号

港区立生活寮条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立生活寮条例を廃止する条例

港区立生活寮条例（平成五年港区条例第二十一号）は、廃止する。

付 則

1 この条例は、平成三十年三月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に発生している港区立生活寮の使用料及び港区立生活寮の利用者が負担する費用については、この条例による廃止前の港区立生活寮条例第九条から第十三条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

生活寮フレンドホーム高浜を廃止するため、本案を提出いたします。